11　公平委員会の業務の状況

（1） 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第７条第３項の規定により設置され、また、処理する事務は、同法第８条第２項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
・職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
・職員の苦情を処理すること

（2） 公平委員会の業務の状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

業　務　の　種　別	要求件数	処理件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件	0 件